

# 平成31年第1回弘前市国民健康保険運営協議会

日時：平成31年4月19日（金）

午後2時00分から

場所：弘前市役所市民防災館3階 防災会議室

## 次 第

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 会長挨拶
- 4 健康子ども部長挨拶
- 5 協議事項
  - (1) 諮問事項について
- 6 報告事項
  - (1) 政令改正に伴う条例改正について
  - (2) 後期高齢者医療制度の改正に伴う規則改正について
  - (3) 第2期弘前市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）事業評価報告
  - (4) 平成31年度弘前市国民健康保険特別会計当初予算について
- 7 閉 会



弘国年発第733号  
平成31年3月27日

弘前市国民健康保険運営協議会  
会長 島 浩之 様

弘前市長 櫻田 宏



諮 問 書

弘前市国民健康保険運営協議会に対し、下記の事項について諮問いたします。

記

1 諮問事項

- (1) 国民健康保険料の基礎賦課分に係る賦課限度額を改定すること。

保発0125第2号  
平成31年1月25日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長  
(公印省略)

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布について (通知)

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令(平成31年政令第15号。以下「改正政令」という。)が本日公布され、平成31年4月1日に施行されます。

下記改正政令の趣旨及び内容について御了知の上、貴都道府県内の市町村(特別区を含む。)への周知及び適切な運用に関し遺漏なきようお願いいたします。

記

第1 改正の趣旨

「平成31年度税制改正の大綱」(平成30年12月21日閣議決定)において、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされたことに伴い、国民健康保険料についても同様の措置を講ずるため、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)の一部を改正するものであること。

第2 改正の内容

- 1 国民健康保険の保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を58万円から61万円に引き上げることとしたこと。

なお、各保険者においては、これまで同様、それぞれの保険料賦課の実情に応じて引上げ幅や引上げ時期を判断することが可能であること。

- 2 低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を27万5千円から28万円に、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を50万円から51万円に引き上げることとしたこと。

3. 高額療養費制度及び高額介護合算療養費制度において、自己負担限度額が低く設定される低所得世帯の判定基準のうち、倒産、雇止め等により非自発的な離職をした特例対象被保険者等の属する世帯を対象に設定している判定基準の特例について、2に準じた所要の改正を行うこととしたこと。

### 第3 施行期日

改正政令は、平成31年4月1日から施行すること。

基礎賦課限度額及び賦課限度額の改定内容

(単位：円)

区 分	改正条文	現行	改定案	増減
医療給付費分 基礎賦課限度額	第 2 1 条、 第 3 0 条第 1 項	580,000	610,000	30,000
後期高齢者支援金分 賦課限度額	改正無し	190,000	190,000	0
介護納付金分 賦課限度額	改正無し	160,000	160,000	0
計		930,000	960,000	30,000

賦課限度額の改定に伴う影響世帯数等について

1. 賦課限度額世帯の推移見込み

(2月28日現在:国保加入世帯数 26,518世帯)

	賦課限度額改定前	賦課限度額改定後	増減数
医療分	601世帯	526世帯	△75世帯

賦課限度額改定前の601世帯は、全体の2.27%

賦課限度額改定後の526世帯は、全体の1.98%

2. 賦課限度額の改定に伴う影響額の見込み(H31年2月28日試算)

賦課限度額を改定しなかった場合の調定額	4,163,677,100円
賦課限度額を改定した場合の調定額	4,180,257,200円
差額	16,580,100円

※ 約1,658万円の調定額の増加となる見込み。

3. 賦課限度額に達する世帯人数別の所得及び収入額

改定前			改定後		
世帯人数	所得額	収入額	世帯人数	所得額	収入額
1人世帯	約534万円	約727万円	1人世帯	約562万円	約758万円
2人世帯	約510万円	約700万円	2人世帯	約538万円	約731万円
3人世帯	約486万円	約673万円	3人世帯	約514万円	約704万円
4人世帯	約462万円	約645万円	4人世帯	約490万円	約678万円
5人以上	約438万円	約615万円	5人以上	約466万円	約650万円

保発0125第2号  
平成31年1月25日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長  
(公印省略)

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布について (通知)

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令(平成31年政令第15号。以下「改正政令」という。)が本日公布され、平成31年4月1日に施行されます。

下記改正政令の趣旨及び内容について御了知の上、貴都道府県内の市町村(特別区を含む。)への周知及び適切な運用に関し遺漏なきようお願いいたします。

記

第1 改正の趣旨

「平成31年度税制改正の大綱」(平成30年12月21日閣議決定)において、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされたことに伴い、国民健康保険料についても同様の措置を講ずるため、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)の一部を改正するものであること。

第2 改正の内容

- 1 国民健康保険の保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を58万円から61万円に引き上げることとしたこと。

なお、各保険者においては、これまで同様、それぞれの保険料賦課の実情に応じて引上げ幅や引上げ時期を判断することが可能であること。

- 2 低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を27万5千円から28万円に、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を50万円から51万円に引き上げることとしたこと。

- 3 高額療養費制度及び高額介護合算療養費制度において、自己負担限度額が低く設定される低所得世帯の判定基準のうち、倒産、雇止め等により非自発的な離職をした特例対象被保険者等の属する世帯を対象に設定している判定基準の特例について、2に準じた所要の改正を行うこととしたこと。

### 第3 施行期日

改正政令は、平成31年4月1日から施行すること。



## 法定軽減基準の改正内容

### 1. 法定軽減基準の改正内容と条例改正該当条文

	改正条文	減額基準
7割軽減の基準	改正無し	合計所得が33万円以下
5割軽減の基準	第30条第1項 第2号	合計所得が33万円+（被保険者数× 28万円）以下(改正前27万5千円)
2割軽減の基準	第30条第1項 第3号	合計所得が33万円+（被保険者数× 51万円）以下(改正前50万円)

### 2. 法定軽減基準改正に伴う対象世帯、被保険者数の推移見込み

(平成31年2月28日時点での試算)

		拡充前	拡充後	増加数
平等割	5割軽減	4, 289世帯	4, 373世帯	84世帯
	2割軽減	3, 217世帯	3, 267世帯	50世帯
均等割	5割軽減	7, 978人	8, 135人	157人
	2割軽減	6, 159人	6, 258人	99人

### 3. 法定軽減基準改正に伴う影響額の見込み (平成31年2月28日試算)

法定軽減基準が改正されない場合の調定額	4, 163, 677, 100円
法定軽減基準を改正した場合の調定額	4, 158, 397, 300円
差額	△5, 279, 800円

※ 約528万円の調定額の減少となる見込み。

事務連絡  
平成30年12月12日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

### 応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直しについて

国民健康保険の円滑な運営につきましては、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することに伴い、被用者保険の被扶養者から国民健康保険の被保険者となった者（以下「旧被扶養者」という。）に係る保険料については、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、条例により資格取得日の属する月から当分の間、後期高齢者医療制度と類似の保険料軽減措置（以下「旧被扶養者減免」という。）を実施しているところです。後期高齢者医療制度における応益割に係る保険料軽減措置については、平成31年度以降、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り実施することとされていることから、国民健康保険においても下記の通り見直すこととしましたので、その旨御了知の上、貴管市町村への周知等、特段の御配慮をお願いします。

### 記

#### 1 見直しの内容

平成31年度以降の年度分の保険料の算定に当たっては、後期高齢者医療制度と同様に、旧被扶養者に係る応益割について、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、旧被扶養者減免を実施することとする。

なお、旧被扶養者に係る応能割については、当分の間、旧被扶養者減免を実施することとする。

#### 2 その他

今回の見直しに伴うシステム改修経費については、平成31年度特別調整交付金により交付する予定である。

また、今回の見直しに関する質疑については、別添Q&Aに記載しているので参考にされたい。

なお、今回の見直しを踏まえ、国民健康保険条例参考例の一部を改正する条例参考例について別途お示しする予定である。

## 旧被扶養者減免期間の改正内容

### 1. 旧被扶養者の減免に関する規則改正内容

	改正前	改正後
応能割(所得割)	当分の間減免する	当分の間減免する(改正なし)
応益割 (均等割、平等割)	当分の間減免する	資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り減免

### 2. 減免期間改正に伴う影響者数の見込み

(平成31年2月28日時点での見込み)

	減免期間改正前 減免対象者数	減免期間改正後 影響者数※
応益割	74人	62人

※影響者数は、減免額が減少する者及び対象外となる者の見込み数。

### 3. 減免期間改正に伴う影響額の見込み(平成31年2月28日試算)

減免期間が改正されない場合の減免額	2, 121, 400 円
減免期間を改正した場合の減免額	601, 900 円
差額	1, 519, 500 円

※約152万円の調定額の増加となる見込み。

## 第2期弘前市国民健康保険保健事業 実施計画（データヘルス計画）

健康・医療情報を活用し課題を明確化した上で、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を実施するための保健事業実施計画（データヘルス計画）であり、第1期の評価を踏まえ、第2期を平成29年度に策定。平成30年度の事業評価は、平成29年度実施分を評価。

\* 計画期間 平成30年度～35年度

## 特定健康診査

- ・平成29年度 特定健診受診率  
目標32.0% 実績32.4% 県平均37.1% 40市町村中32位

### 【目標達成できた背景】

- ・対象者の状況に合わせた受診勧奨はがきの作成、送付。
- ・前年度未受診者が集中している地区に訪問による受診勧奨の実施。

### 【今年度の取組】

- ・特定健診及び国保人間ドックの受診開始日を早め、受診期間を拡充。

## 特定保健指導

- ・平成29年度 特定保健指導実施率  
目標33.5% 実績39.2% 県平均44.4% 40市町村中28位

### 【目標達成できた背景】

- ・夜間、休日における特定保健指導利用の勧奨、再勧奨の強化。
- ・医療機関受診者に対し、健診結果の返却後、約1か月で特定保健指導の勧奨ができる体制にした。（結果受取から保健指導勧奨までの期間短縮）

### 【今年度の取組】

- ・国保年金課に事務を移管し重点的に取り組む。

3

## 特定健診・特定保健指導の実施状況 (県内10市)

	特定健康診査				特定保健指導		
	29年度	28年度	県内順位		29年度	28年度	県内順位
県平均	37.1%	36.3%		県平均	44.4%	42.6%	
平川市	46.1%	45.0%	9位	つがる市	56.5%	55.1%	16位
つがる市	42.5%	41.1%	13位	五所川原市	52.7%	44.7%	21位
黒石市	41.0%	41.0%	16位	黒石市	47.8%	46.6%	23位
青森市	40.3%	40.0%	17位	平川市	47.4%	30.9%	24位
十和田市	38.9%	37.2%	22位	弘前市	39.2% ↑	31.6%	28位
弘前市	32.4% ↑	30.7%	32位	十和田市	38.8%	29.0%	29位
むつ市	32.1%	31.1%	34位	青森市	36.6%	40.7%	31位
五所川原市	31.5%	31.8%	37位	八戸市	35.3%	35.5%	32位
八戸市	31.1%	32.0%	38位	三沢市	28.7%	40.5%	33位
三沢市	25.8%	23.4%	40位	むつ市	15.6%	20.6%	37位

出典 青森県国民健康保険団体連合会 平成30年版 国民健康保険図鑑

4

## 高血圧重症化予防事業

- 平成29年度
- ・ 健診受診者のⅢ度高血圧未治療者の割合  
目標46.4% 実績53.0%
  - ・ 健診受診者の高血圧者の割合  
目標32.0% 実績30.5%

### 【目標達成できなかった理由】

- ・ 特定健診受診者の増加により対象者数が増加した。

### 【今年度の取組】

- ・ Ⅱ度以上の高血圧未治療者への取組の主管課を国保年金課とし、弘前市医師会と連携し、糖尿病性腎症重症化予防事業、特定保健指導と一体的に取り組む。

5

## 糖尿病性腎症重症化予防事業

- 平成29年度
- ・ 健診受診者の糖尿病患者の割合 目標10.2% 実績11.2%
  - ・ 糖尿病未治療者が治療に結びついた割合  
目標76.0% 実績65.7%

### 【目標達成できなかった理由】

- ・ 特定健診受診者の増加により糖尿病患者が増えたことと、事業対象者が増えたことによる。
- ・ 訪問しても不在者が多く、複数回訪問が必要である。
- ・ 糖尿病の初期は、無症状のため受診の必要性を理解してもらう必要があり、数回の支援が必要である。

### 【今年度の取組】

- ・ 国保年金課において高血圧重症化予防事業との一体的な取組
- ・ 尿中アルブミン定量検査の実施基準の緩和

6

## 平成31年度 弘前市国民健康保険特別会計当初予算について

## 1. 平成31年度当初予算額

総額 19,229,521 千円 (前年度から、▲744,137千円の減額)

歳入科目	平成30年度	平成31年度	増減
国民健康保険料	4,146,761	3,952,375	▲ 194,386
使用料及び手数料	1,901	1,801	▲ 100
国庫支出金	500	1,438	938
県支出金	13,982,163	13,452,092	▲ 530,071
財産収入	1	1	0
繰入金	1,811,323	1,794,178	▲ 17,145
諸収入	31,009	27,636	▲ 3,373
合計	19,973,658	19,229,521	▲ 744,137

歳出科目	平成30年度	平成31年度	増減
総務費	299,863	297,516	▲ 2,347
保険給付費	14,029,127	12,967,867	▲ 1,061,260
国民健康保険事業費納付金	5,276,138	5,703,224	427,086
保健事業費	236,708	222,392	▲ 14,316
基金積立金	1	1	0
公債費	1,000	1,000	0
諸支出金	30,821	27,521	▲ 3,300
予備費	100,000	10,000	▲ 90,000
合計	19,973,658	19,229,521	▲ 744,137

## 2. 国民健康保険事業費納付金について

青森県が各市町村の納付金額を決定します。  
当市分の約57億円は、国保特別会計当初予算の約3割を占め、収支に大きな影響を与えます。

算出にあたっては、青森県全体の保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金などの見込合計額から、国・県などの公費を控除後、各市町村の所得水準、被保険者数・世帯数、医療費水準で按分し、市町村ごとの納付金額を決定します。

平成31年度は、1人あたりの保険給付費等が増加する見込みであること、国からの公費が減少することから、青森県全体の納付金が増額となり、結果として弘前市の納付金額も増額となりました。

## 3. 平成31年度予算の特色

## [新規]

- ・特定保健指導を健康増進課から国保年金課へ事務移管

## [継続]

- ・政策的繰入1.8億円の予算計上
- ・国民健康保険料収納対策  
(口座振替キャンペーン、ペイジー口座振替受付サービス、コンビニ収納ほか)
- ・医療費適正化対策  
(医療費通知、後発医薬品利用差額通知、医療費適正化チラシほか)
- ・特定健康診査、人間ドック、脳ドック
- ・糖尿病性腎症重症化予防事業